

国立研究開発法人産業技術総合研究所契約職員育児休業、介護休業等に関する規程

制定 平成20年4月1日 20規程第13号

(17規程第24号の全部改正)

最終改正 令和7年3月28日 令06規程第49号 一部改正

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 育児休業等
 - 第1節 育児休業（第4条－第10条）
 - 第2節 託児時間（第11条－第13条）
 - 第3節 育児時差出勤（第13条の2・第13条の3）
- 第3章 介護休業等
 - 第1節 介護休業（第14条－第19条）
 - 第2節 介護部分休業（第20条－第22条）
 - 第3節 介護時間（第22条の2－第22条の4）
 - 第4節 介護時差出勤（第22条の5・第22条の6）
- 第4章 所定外、時間外及び深夜勤務の制限（第23条－第25条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所契約職員就業規則（17規程第4号。以下「契約職員就業規則」という。）第28条の規定に基づき、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）の契約職員（契約職員就業規則第56条に規定する日雇契約職員を除く。以下同じ。）の育児休業、託児時間、介護休業及び介護部分休業等について必要な事項を定めるものとする。

（法令との関係）

第2条 この規程に定めのない事項は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）その他の関係法令の定めるところによる。

（定義）

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 育児休業 契約職員が同居している当該契約職員の次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める年齢に満たない子を養育するためにする休業をいう。
 - イ ロからニまでに掲げる場合以外の場合 1歳
 - ロ 第4条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定により育児休業をしている場合 1歳2箇月
 - ハ 第4条第4項の規定により育児休業をしている場合 1歳6箇月
 - ニ 第4条第6項の規定により育児休業をしている場合 2歳
- 二 育児休業開始予定日 育児休業をしようとする期間の初日をいう。
- 三 育児休業終了予定日 育児休業をしようとする期間の末日（当該契約職員が締結する雇用契約の期間の末日以前の日に限る。）をいう。
- 四 育児休業期間 契約職員が育児休業をすることができる期間をいう。
- 五 託児時間 契約職員就業規則第15条に規定する標準時間制（以下「標準時間制」という。）により勤務する契約職員が同居している当該契約職員の中学校就学の始期に達する子を養育するために、同条に規定する始業時刻（以下「始業時刻」という。）から連続し、又は同条に規定する終業時刻（以下「終業時刻」という。）まで連続した時間において、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、契約職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として勤務しない時間をいう。
- 六 育児時差出勤 標準時間制により勤務する契約職員が同居している当該契約職員の3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、始業時刻及び終業時刻を30分繰り上げ又は繰り下げをいう。
- 七 要介護状態 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある状態をいう。
- 八 家族 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、祖父母、兄弟姉妹、孫及び配偶者の父母並びに契約職員と同居している者であって父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子をいう。
- 九 要介護者 契約職員の家族であって要介護状態にある者をいう。
- 十 介護休業 契約職員が、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する要介護状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない介護休業申出期間の全日にわたり行う休業をいう。
- 十一 介護部分休業 契約職員が、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する要介護状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して31日を超えない介護部分休業申請の期間内において、1日又は1時間を単位として行う休業をいう。
なお、1時間を単位とする介護部分休業は、標準時間制により勤務する契約職員のみ申請できるものとし、1日を通じ、始業時刻から連続し、又は終業時刻まで連続する介護に必要とされる時間とする。
- 十二 介護時間 標準時間制により勤務する契約職員が、要介護者の介護をするため、要介

護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する要介護状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る介護部分休業期間と重複する期間を除く）内において、始業時刻から連続し、又は終業時刻まで連続した時間において、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、契約職員の介護の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として勤務しない時間をいう。

十三 介護時差出勤 標準時間制により勤務する契約職員が、要介護者の介護をするため、始業時刻及び終業時刻を30分繰り上げ、又は繰り下げをいう。

第2章 育児休業等

第1節 育児休業

（育児休業の申出）

第4条 契約職員は、1歳に満たない子について育児休業（第8条の2に規定する出生時育児休業を除く。以下この条から第8条までにおいて同じ。）をしようとする場合は、育児休業開始予定日、育児休業終了予定日等を記載したD E I 人事部長が別に定める育児休業申出書（以下「育児休業申出書」という。）により、理事長に育児休業開始予定日の2週間前までに申し出ることによって、育児休業をすることができる。ただし、次の各号に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、育児休業の申出（以下「育児休業申出」という。）をすることができない。

一 （削除）

二 当該育児休業に係る子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）までの期間（当該子を養育していない期間を除く。）内に2回の育児休業をした場合において、当該子（養育していた子が複数いる場合は、そのすべての子）について、次に掲げる事情が認められないとき。

イ 契約職員就業規則第24条第1項第5号に定める特別休暇（以下「産前休暇」という。）又は契約職員就業規則第30条第2項に定める就業制限（以下「産後の就業制限」という。）が始まったことにより育児休業期間が終了した場合であって、当該産前休暇若しくは産後の就業制限又は当該産前休暇中に出産した子に係る育児休業期間が終了する日までに、当該子のすべてが、次に掲げるいずれかの事項に該当するに至ったとき。

（1）死亡したとき。

（2）養子となったことその他の事情により当該契約職員と同居しないこととなったとき。

ロ 新たな育児休業期間（第8条の5において規定する出生時育児休業期間を含む。）が始まったことにより育児休業期間が終了した場合であって、当該新たな育児休業期間が終了する日までに、当該新たな育児休業期間の育児休業に係る子のすべてが、イの

（1）又は（2）のいずれかの事項に該当するに至ったとき。

ハ 第14条の規定により介護休業をすることができる期間（以下「介護休業期間」という。）が始まったことにより育児休業期間が終了した場合であって、当該介護休業期間が終了する日までに、当該介護休業期間の介護休業に係る家族が死亡するに至ったとき、又は離婚、婚姻の取消、離縁等により当該介護休業期間の介護休業に係る家族と当

該介護休業をした契約職員との親族関係が消滅するに至ったとき。

ニ 配偶者（育児休業申出に係る子の親である配偶者に限る。以下同じ。）が死亡したとき。

ホ 配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害によりこの項の規定による育児休業申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき。

ヘ 婚姻の解消その他の事情により配偶者がこの項の規定による育児休業申出に係る子と同居しないこととなったとき。

ト この項の規定による育児休業申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。

チ この項の規定による育児休業申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき。

2 契約職員が養育する子について、当該契約職員の配偶者が当該子の1歳到達日以前のいずれの日において当該子を養育するためにこの規程、育児・介護休業法その他の法律の規定により育児休業をしている場合における前項の規定の適用については、同項中「1歳に満たない子」とあるのは「1歳2箇月に満たない子」と、「育児休業終了予定日」とあるのは「育児休業終了予定日（その日が当該育児休業開始予定日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生した日から1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生した日以後当該契約職員が産前休暇及び産後の就業制限により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）」と読み替えるものとする。

3 前項の規定は、同項の規定を適用した場合の第1項の規定による育児休業申出に係る育児休業開始予定日とされた日が、当該育児休業に係る子の1歳到達日の翌日後である場合又は前項の場合における当該契約職員の配偶者がしている育児休業に係る育児休業期間の初日前である場合には、これを適用しない。

4 契約職員は、1歳から1歳6箇月に達するまでの子について育児休業をしようとする場合は、育児休業開始予定日、育児休業終了予定日等を記載した育児休業申出書により理事長に申し出ることによって、育児休業をすることができる。ただし、次の各号に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、当該育児休業申出をすることができない。

一 この項の規定による育児休業申出に係る子について、当該契約職員及びその配偶者が、当該子の1歳到達日（第2項の規定により読み替えて適用する第1項の規定により育児休業をしている場合にあつては、当該育児休業に係る育児休業終了予定日（第7条の規定により当該育児休業終了予定日の変更された場合にあつては、その変更後の育児休業終了予定日）。以下次項までにおいて同じ。）において育児休業をしていない場合

二 次に掲げる事項のいずれにも該当しないことにより、当該子の1歳到達日後の期間について休業することが雇用の継続のために必要と認められない場合

イ この項の規定による育児休業申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

ロ 常態としてこの項の規定による育児休業申出に係る子の養育を行っている配偶者であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子の養育を行う予定であったものが次に掲げるいずれかの事項に該当する場合

(1) 死亡したとき。

(2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害によりこの項の規定による育児休業申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき。

(3) 婚姻の解消その他の事情により配偶者がこの項の規定による育児休業申出に係る子と同居しないこととなったとき。

(4) 6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しないとき。

5 前項の規定による申出にあたっては、当該申出に係る子の1歳到達日の翌日(当該申出をする契約職員の配偶者が同項の規定による申出により育児休業をする場合には、当該育児休業に係る育児休業終了予定日の翌日以前の日)を育児休業開始予定日としなければならない。

6 契約職員は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子について育児休業をしようとする場合は、育児休業開始予定日、育児休業終了予定日等を記載した育児休業申出書により理事長に申し出ることによって、育児休業をすることができる。ただし、次の各号に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、当該育児休業申出をすることができない。

一 この項の規定による育児休業申出に係る子について、当該契約職員及びその配偶者が、当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしていない場合

二 次に掲げる事項のいずれにも該当しないことにより、当該子の1歳6箇月到達日後の期間について休業することが雇用の継続のために必要と認められない場合

イ この項の規定による育児休業申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳6箇月到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

ロ 常態としてこの項の規定による育児休業申出に係る子の養育を行っている配偶者であって当該子の1歳6箇月到達日後の期間について常態として当該子の養育を行う予定であったものが次に掲げるいずれかの事項に該当する場合

(1) 死亡したとき。

(2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害によりこの項の規定による育児休業申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき。

(3) 婚姻の解消その他の事情により配偶者がこの項の規定による育児休業申出に係る子と同居しないこととなったとき。

(4) 6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しないとき。

7 前項の規定による申出にあたっては、当該申出に係る子の1歳6箇月到達日の翌日(当該申出をする契約職員の配偶者が同項の規定による申出により育児休業をする場合には、当該育児休業に係る育児休業終了予定日の翌日以前の日)を育児休業開始予定日としなければならない。

らない。

- 8 第1項ただし書、第4項ただし書及び第6項ただし書の規定は、契約職員のうち、その締結する雇用契約の期間の末日を育児休業終了予定日（第7条の規定により当該育児休業終了予定日が変更された場合にあっては、その変更後の育児休業終了予定日）とする育児休業をしているものが、当該育児休業に係る子について、当該雇用契約の更新に伴い、当該更新後の雇用契約の期間の初日を育児休業開始予定日とする育児休業申出をする場合には、これを適用しない。

（育児休業申出があった場合における理事長の義務等）

第4条の2 理事長は、契約職員からの育児休業申出があったときは、当該育児休業申出を拒むことができない。ただし、育児・介護休業法第6条第1項ただし書の規定に基づく協定を締結した場合であって、当該協定で育児休業をすることができないものとして定められた契約職員からの育児休業申出があった場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の場合において、理事長にその育児休業申出を拒まれた契約職員は、前条第1項、第4項及び第6項の規定にかかわらず、育児休業をすることができない。

- 3 理事長は、育児休業申出があった場合において、当該育児休業申出に係る育児休業開始予定日とされた日が当該育児休業申出があった日の翌日から起算して2週間を経過する日（以下この項において「2週間経過日」という。）前の日であるときは、当該育児休業開始予定日とされた日から当該2週間経過日（当該育児休業申出があった日までに、次の各号に掲げるいずれかの事項に該当する場合にあっては、当該2週間経過日前の日で当該育児休業申出があった日の翌日から起算して1週間を経過する日）までの間のいずれかの日を当該育児休業開始予定日として指定することができる。

一 出産予定日前に子が出生したこと。

二 配偶者が死亡したこと。

三 配偶者が負傷又は疾病により当該育児休業申出に係る子を養育することが困難となったこと。

四 配偶者が当該育児休業申出に係る子と同居しないこととなったこと。

五 前条第1項第2号ト又はチのいずれかに該当するに至ったとき。

- 4 第1項ただし書及び第3項の規定は、契約職員が前条第8項の規定による育児休業申出をする場合には、これを適用しない。

- 5 理事長は、育児休業申出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該育児休業申出をした契約職員に対して、医師又は助産師が発行する出生証明書等の証明書類の提出を求めることができる。

- 6 育児休業申出の日より後に当該申出に係る子が出生したときは、当該育児休業申出をした契約職員は、出生後2週間以内に、当該子の氏名、生年月日及び育児休業をしようとする契約職員との続柄を書面により理事長に届け出なければならない。

- 7 理事長は、育児休業申出、次条第1項の規定による育児休業開始予定日の変更の申出、第6条第1項の規定による育児休業申出の撤回の申出又は第7条の規定による育児休業終了予定日の変更の申出がされたときは、次に掲げる事項を契約職員に速やかに（第3項又は次条

第2項の規定により育児休業開始予定日を指定する場合にあつては、当該育児休業開始予定日とされた日（その日が当該育児休業申出又は当該育児休業開始予定日の変更の申出があつた日の翌日から起算して3日を経過する日後の日である場合にあつては、当該3日を経過する日）までに）通知する。

一 育児休業申出、育児休業開始日の変更の申出、育児休業申出の撤回の申出又は育児休業終了予定日の変更の申出を受けた旨

二 育児休業開始予定日（第3項又は次条第2項の規定により理事長が指定する場合にあつては、当該理事長の指定する日）及び育児休業終了予定日（第7条の規定により育児休業終了予定日に変更された場合にあつては、その変更後の育児休業終了予定日）

三 育児休業申出を拒む場合には、その旨及びその理由
（育児休業開始予定日の変更）

第5条 育児休業申出をした契約職員は、その後当該育児休業申出に係る育児休業開始予定日とされた日（前条第3項の規定による理事長の指定があつた場合にあつては、当該理事長の指定した日。以下この項において同じ。）の前日までに、同項各号に掲げるいずれかの事項が生じた場合には、育児休業申出書により理事長に申し出ることによって、当該育児休業申出に係る育児休業開始予定日を1回に限り当該育児休業開始予定日とされた日前の日に変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、当該育児休業申出に係る変更後の育児休業開始予定日とされた日が当該育児休業申出があつた日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「期間経過日」という。）前日であるときは、当該育児休業申出に係る変更後の育児休業開始予定日とされた日から当該期間経過日（その日が当該育児休業申出に係る変更前の育児休業開始予定日とされていた日（前条第3項の規定による理事長の指定があつた場合にあつては、当該理事長の指定した日。以下この項において同じ。）以後の日である場合にあつては、当該育児休業申出に係る変更前の育児休業開始予定日とされていた日）までの間のいずれかの日を育児休業開始予定日として指定することができる。

（育児休業申出の撤回等）

第6条 育児休業申出をした契約職員は、当該育児休業申出に係る育児休業開始予定日とされた日（第4条の2第3項又は前条第2項の規定による理事長の指定があつた場合にあつては当該理事長の指定した日、前条第1項の規定により育児休業開始予定日に変更された場合にあつてはその変更後の育児休業開始予定日とされた日。第3項において同じ。）の前日までは、育児休業申出書により理事長に申し出ることによって、当該育児休業申出を撤回することができる。

2 前項の規定により育児休業申出を撤回した契約職員は、第4条第1項の規定の適用については、当該育児休業申出に係る育児休業をしたものとみなす。

3 第1項の規定により第4条第4項及び第6項の規定による育児休業申出を撤回した契約職員は、当該育児休業申出に係る子については、次の各号に掲げるいずれかの事項に該当する場合を除き、育児休業申出をすることができない。

一 配偶者が死亡したこと。

- 二 配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業申出に係る子を養育することが困難な状態になったこと。
 - 三 婚姻の解消その他の事情により配偶者が当該育児休業申出に係る子と同居しないこととなったこと。
 - 四 第4条第1項第2号ト又はチのいずれかに該当するに至ったとき。
- 4 育児休業申出がされた後育児休業開始予定日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事項が生じた場合は、当該育児休業申出は、されなかったものとみなす。この場合において、育児休業申出をした契約職員は、当該事項の発生後遅滞なく、理事長にその旨を届け出なければならない。
- 一 育児休業申出に係る子が死亡したこと。
 - 二 育児休業申出に係る子が養子である場合において、当該子につき離縁又は養子縁組の取消を行ったこと。
 - 三 育児休業申出に係る子が養子となったことその他の事情により当該育児休業申出をした契約職員と当該子とが同居しないこととなったこと。
 - 四 育児休業申出をした契約職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該育児休業申出に係る子が第3条第1号イからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める年齢（以下「育児休業終了年齢」という。）に達する日までの間、当該子を養育することができない状態になったこと。
 - 五 第4条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定により子の1歳到達日の翌日以後の日に育児休業をする場合において契約職員の配偶者が育児休業をしていないこと（当該申出に係る育児休業開始予定日とされた日が当該配偶者のしている育児休業に係る育児休業期間の初日と同じ日である場合を除く。）。

（育児休業終了予定日の変更）

第7条 育児休業申出をした契約職員は、育児休業終了予定日の1月前（第4条第4項及び第6項の規定による育児休業申出にあつては2週間前）までに、育児休業申出書により理事長に申し出ることによって、当該育児休業申出に係る育児休業終了予定日を1回に限り当該育児休業終了予定日とされた日後の日に変更することができる。

- 2 育児休業申出をした契約職員は、次の各号に掲げるいずれかの事項が生じたときは、育児休業終了予定日の1月前までに、育児休業申出書により理事長に申し出ることによって、当該育児休業申出に係る育児休業終了予定日を当該育児休業終了予定日とされた日前の日に変更することができる。
- 一 当該申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、その実施が決定したとき。
 - 二 その他育児休業申出時に予測できなかった事由が生じたとき。

3 理事長は、育児休業終了予定日の変更申出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申出をした契約職員に対して、保育所入所内定通知等その他の育児休業終了予定日が確認できる証明書類の提出を求めることができる。

（育児休業期間の終了）

第8条 次に掲げるいずれかの事項が生じた場合には、育児休業期間は、当該事項の生じた日（第6号に掲げる事項が生じた場合にあっては、その前日）に終了するものとする。

- 一 育児休業終了予定日（前条の規定により当該育児休業終了予定日に変更された場合にあっては、その変更後の育児休業終了予定日とされた日。以下同じ。）の前日までに育児休業に係る子が死亡したこと。
- 二 育児休業終了予定日の前日までに育児休業に係る子が養子である場合において、当該子につき離縁又は養子縁組の取消を行ったこと。
- 三 育児休業終了予定日の前日までに育児休業に係る子が養子となったことその他の事情により当該育児休業申出をした契約職員と当該子とが同居しないこととなったこと。
- 四 育児休業終了予定日の前日までに育児休業申出をした契約職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該育児休業に係る子が育児休業終了年齢に達するまでの間、当該子を養育することができない状態になったこと。
- 五 育児休業終了予定日の前日までに育児休業に係る子が育児休業終了年齢に達したこと。
- 六 育児休業申出をした契約職員が産前休暇、産後の就業制限、介護休業、出生時育児休業又は新たな育児休業を始めたこと。

2 育児休業申出をした契約職員は、前項第1号から第5号までに掲げる事項が生じたときには、遅滞なく、理事長にその旨を届け出なければならない。

（出生時育児休業の申出）

第8条の2 契約職員は、その養育する子について、出生時育児休業（育児休業のうち、この条から第8条の5までに定めるところにより、子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。）の期間内に4週間以内の期間を定めてする休業をいう。以下同じ。）をしようとする場合は、育児休業申出書により理事長に出生時育児休業開始予定日の2週間前までに申し出ることによって、出生時育児休業をすることができる。ただし、次の各号に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、当該出生時育児休業の申出（以下「出生時育児休業申出」という。）をすることができない。

- 一 当該子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間（当該子を養育していない期間を除く。）内に2回の出生時育児休業（第2項に規定する出生時育児休業申出によりする出生時育児休業を除く。）をした場合
- 二 当該子の出生の日（出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては、当該出産予定日）以後に出生時育児休業をする日数（出生時育児休業を開始する日から出生時育児休業を終了する日までの日数とする。第8条の5第2項第3号において同じ。）が28日に達している場合

2 前項（第2号を除く。）の規定は、契約職員のうち、その締結する雇用契約の期間の末日を出生時育児休業終了予定日（第8条の4において準用する第7条第1項の規定により当該出生時育児休業終了予定日に変更された場合にあっては、その変更後の出生時育児休業終了

予定日)とする出生時育児休業をしているものが、当該出生時育児休業に係る子について、当該雇用契約の更新に伴い、当該更新後の雇用契約の期間の初日を出生時育児休業開始予定日とする出生時育児休業申出をする場合には、これを適用しない。

(出生時育児休業申出があった場合における理事長の義務)

第8条の3 理事長は、契約職員からの出生時育児休業申出があったときは、当該出生時育児休業申出を拒むことができない。ただし、契約職員からその養育する子について出生時育児休業申出がなされた後に、当該契約職員から当該出生時育児休業申出をした日に養育していた子について新たに出生時育児休業申出がなされた場合は、この限りでない。

2 第4条の2第1項ただし書及び第2項の規定は、契約職員からの出生時育児休業申出があった場合について準用する。この場合において、同項中「前項ただし書」とあるのは「第8条の3第1項ただし書及び同条第2項において準用する前項ただし書」と、「前条第1項、第4項及び第6項」とあるのは「第8条の2第1項」と読み替えるものとする。

3 理事長は、契約職員からの出生時育児休業申出があった場合において、当該出生時育児休業申出に係る出生時育児休業開始予定日とされた日が当該出生時育児休業申出があった日の翌日から起算して2週間を経過する日(以下この項において「2週間経過日」という。)前の日であるときは、当該出生時育児休業開始予定日とされた日から当該2週間経過日(当該出生時育児休業申出があった日までに、次の各号に掲げるいずれかの事項に該当する場合にあっては、当該2週間経過日前の日で当該出生時育児休業申出があった日の翌日から起算して1週間を経過する日)までの間のいずれかの日を当該出生時育児休業開始予定日として指定することができる。

一 出産予定日前に子が出生したこと。

二 配偶者が死亡したこと。

三 配偶者が負傷又は疾病により当該出生時育児休業申出に係る子を養育することが困難となったこと。

四 配偶者が当該出生時育児休業申出に係る子と同居しないこととなったこと。

五 第4条第1項第2号ト又はチのいずれかに該当するに至ったとき。

4 第1項ただし書及び前2項の規定は、契約職員が前条第2項に規定する出生時育児休業申出をする場合には、これを適用しない。

(準用)

第8条の4 第5条並びに第6条第1項、第4項及び第7条第1項の規定は、出生時育児休業申出並びに出生時育児休業開始予定日及び出生時育児休業終了予定日について準用する。この場合において、第5条第1項中「(前条第3項)とあるのは「(第8条の3第3項)と、第6条第1項中「第4条の2第3項又は前条第2項」とあるのは「第8条の3第3項又は第8条の4において準用する前条第2項」と、「前条第1項」とあるのは「第8条の4において準用する前条第1項」と、第7条第1項中「1月前(第4条第4項及び第6項の規定による育児休業申出にあっては2週間前)」とあるのは「2週間前」と読み替えるものとする。

(出生時育児休業期間)

第8条の5 出生時育児休業申出をした契約職員がその期間中は出生時育児休業をすることができる期間(以下「出生時育児休業期間」という。)は、出生時育児休業開始予定日とされた日(第

8条の3第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は前条において準用する第5条第2項の規定による理事長の指定があった場合にあっては理事長の指定した日、前条において準用する第5条第1項の規定により出生時育児休業開始予定日に変更された場合にあってはその変更後の出生時育児休業開始予定日とされた日。以下この条において同じ。）から出生時育児休業終了予定日とされた日（前条において準用する第7条第1項の規定により当該出生時育児休業終了予定日に変更された場合にあっては、その変更後の出生時育児休業終了予定日とされた日。第2項において同じ。）までの間とする。

2 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、出生時育児休業期間は、前項の規定にかかわらず、当該事情が生じた日（第4号に掲げる事情が生じた場合にあっては、その前日）に終了する。

一 出生時育児休業終了予定日とされた日の前日までに、子の死亡その他の契約職員が出生時育児休業申出に係る子を養育しないこととなったこと。

二 出生時育児休業終了予定日とされた日の前日までに、出生時育児休業申出に係る子の出生の日の翌日（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては、当該出産予定日の翌日）から起算して8週間を経過したこと。

三 出生時育児休業終了予定日とされた日の前日までに、出生時育児休業申出に係る子の出生の日（出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては、当該出産予定日）以後に出生時育児休業をする日数が28日に達したこと。

四 出生時育児休業終了予定日とされた日までに、出生時育児休業申出をした契約職員について、産前休暇若しくは産後の就業制限、育児休業期間、介護休業期間又は新たな出生時育児休業期間が始まったこと。

（職務復帰）

第9条 育児休業をしている契約職員は、育児休業期間が満了したとき、第8条第1項各号に掲げる事項又は第8条の5第2項各号に掲げる事項に該当することにより育児休業が終了したときは、職務に復帰するものとする。

（育児休業中の身分等）

第10条 育児休業をしている契約職員は、契約職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

第2節 託児時間

（託児時間の申出）

第11条 契約職員は、託児時間を取得しようとする期間の初日（以下「託児時間開始予定日」という。）、末日（当該契約職員が締結する雇用契約の期間の末日以前の日に限る。以下「託児時間終了予定日」という。）等を記載したDEI人事部長が別に定める託児時間申出書（以下「託児時間申出書」という。）により、理事長に託児時間開始予定日の2週間前までに申し出ることによって、託児時間を取得することができる。ただし、育児・介護休業法第23条第1項ただし書の規定に基づく協定を締結した場合であって、当該協定で託児時間を取得することができないものとして定められた契約職員については、この限りでない。

2 理事長は、前項の規定による託児時間の申出について、その事由を確認する必要があると

認めるときは、当該託児時間の申出をした契約職員に対して、医師又は助産師が発行する出生証明書等の証明書類の提出を求めることができる。

(託児時間開始予定日の変更の申出等)

第12条 託児時間の申出（以下「託児時間申出」という。）をした契約職員は、その後当該託児時間申出に係る託児時間開始予定日とされた日の2週間前までに、託児時間申出書により理事長に申し出ることによって、当該託児時間に係る託児時間開始予定日を1回に限り当該託児時間開始予定日とされた日前の日に変更することができる。

2 託児時間申出をした契約職員は、当該託児時間申出に係る託児時間開始予定日とされた日の前日までは、託児時間申出書により理事長に申し出ることによって、当該託児時間申出を撤回することができる。

3 第6条第3項（第5号は除く。以下同じ。）の規定は、託児時間申出がされなかったものとみなす場合について準用する。この場合において、同項中「育児休業」とあるのは「託児時間」と、「第3条第1号イからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める年齢（以下「育児休業終了年齢」という。）に達する日」とあるのは「中学校就学の始期に達する日」と読み替えるものとする。

4 契約職員は、託児時間終了予定日の2週間前までに、託児時間申出書により理事長に申し出ることによって、当該託児時間に係る託児時間終了予定日を1回に限り当該託児時間終了予定日とされた日後の日に変更することができる。

5 第8条の規定は、託児時間の終了について準用する。この場合において、同条中「育児休業期間」及び「育児休業」とあるのは「託児時間」と、「前条」とあるのは「前項」と、「育児休業終了年齢」とあるのは「中学校就学の始期」と、「又は新たな育児休業」とあるのは「又は育児休業」と読み替えるものとする。

(託児時間の取消)

第13条 契約職員が託児時間により勤務しないこととされた時間において、契約職員就業規則第22条に規定する年次有給休暇（以下「年次有給休暇」という。）、同規則第24条に規定する特別休暇（以下「特別休暇」という。）又は同規則第25条に規定する病気休暇（以下「病気休暇」という。）を取得する場合には、その時間の託児時間は取り消されるものとする。

第3節 育児時差出勤

(育児時差出勤の申出)

第13条の2 契約職員は、育児時差出勤をしようとする期間の初日（以下「育児時差出勤開始予定日」という。）、末日（当該契約職員が締結する雇用契約の期間の末日以前の日に限る。以下「育児時差出勤終了予定日」という。）等を記載したDEI人事部長が別に定める育児時差出勤申出書（以下「育児時差出勤申出書」という。）により、理事長に育児時差出勤開始予定日の2週間前までに申し出ることによって、育児時差出勤をすることができる。

2 理事長は、前項の規定による育児時差出勤の申出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該育児時差出勤の申出をした契約職員に対して、医師又は助産師が発行する出生証明書等の証明書類の提出を求めることができる。

(育児時差出勤開始予定日の変更の申出等)

第13条の3 育児時差出勤の申出（以下「育児時差出勤申出」という。）をした契約職員は、その後当該育児時差出勤申出に係る育児時差出勤開始予定日とされた日の2週間前までに、育児時差出勤申出書により理事長に申し出ることによって、当該育児時差出勤に係る育児時差出勤開始予定日を1回に限り当該育児時差出勤開始予定日とされた日前の日に変更することができる。

2 育児時差出勤申出をした契約職員は、当該育児時差出勤申出に係る育児時差出勤開始予定日とされた日の前日までは、育児時差出勤申出書により理事長に申し出ることによって、当該育児時差出勤申出を撤回することができる。

3 第6条第3項（第5号は除く。以下同じ。）の規定は、育児時差出勤申出がされなかったものとみなす場合について準用する。この場合において、同項中「育児休業」とあるのは「育児時差出勤」と、「第3条第1号イからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める年齢（以下「育児休業終了年齢」という。）に達する日」とあるのは「小学校就学の始期に達する」と読み替えるものとする。

4 契約職員は、育児時差出勤終了予定日の2週間前までに、育児時差出勤申出書により理事長に申し出ることによって、当該育児時差出勤に係る育児時差出勤終了予定日を1回に限り当該育児時差出勤終了予定日とされた日後の日に変更することができる。

5 第8条の規定は、育児時差出勤の終了について準用する。この場合において、同条中「育児休業期間」及び「育児休業」とあるのは「育児時差出勤」と、「前条」とあるのは「前項」と、「育児休業終了年齢」とあるのは「小学校就学の始期」と、「又は新たな育児休業」とあるのは「又は育児休業」と読み替えるものとする。

第3章 介護休業等

第1節 介護休業

（介護休業の申出）

第14条 契約職員は、介護をしようとする家族が要介護状態にあること及び当該家族に係る介護休業をすることとする一の期間について、その期間の初日（以下「介護休業開始予定日」という。）、末日（当該契約職員が締結する雇用契約の期間の末日以前の日に限る。以下「介護休業終了予定日」という。）等を記載したDEI人事部長が別に定める介護休業申出書（以下「介護休業申出書」という。）により理事長に介護休業開始予定日の2週間前までに申し出ることによって、介護休業をすることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、介護休業の申出（以下「介護休業申出」という。）をすることができない。

一 （削除）

二 介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日から6箇月を経過する日までの間に、その雇用契約の期間が満了し、かつ、当該雇用契約の更新がないことが明らかであるとき。

三 既に介護休業をしたことがある契約職員で、当該介護休業に係る家族が次の各号に掲げるいずれかの事項に該当するとき。

イ 当該家族が、当該介護休業を開始した日から引き続き要介護状態にある場合（次に掲げる特別の事情がある場合は除く。）。

(1) 新たな介護休業期間（以下「新介護休業期間」という。）が始まったことにより介護休業期間が終了した場合であって、当該新介護休業期間が終了する日までに、当該新介護休業期間の介護休業に係る家族が死亡するに至ったとき又は離婚、婚姻の取消、離縁等により当該新介護休業期間の介護休業に係る家族と当該介護休業をした契約職員との親族関係が消滅するに至ったとき。

(2) 産前休暇、産後の就業制限、育児休業期間又は出生時育児休業期間が始まったことにより介護休業期間が終了した場合であって、当該産前休暇、産後の就業制限（当該産前休暇中に出生した子に係る育児休業期間を含む。）、育児休業期間又は出生時育児休業期間が終了する日までに、当該産前休暇、産後の就業制限、育児休業又は出生時育児休業期間に係る子のすべてが、第4条第1項第2号イの（1）又は（2）のいずれかの事項に該当するに至ったとき。

ロ 当該家族について、当該介護を必要とする一の継続する要介護状態に係る介護休業をしたことがある場合であって、当該介護休業の日数の合計が93日に達している場合

2 前項ただし書の規定は、契約職員が、その締結する雇用契約の期間の末日を介護休業終了予定日（第15条の規定により当該介護休業終了予定日に変更された場合にあつては、その変更後の介護休業終了予定日とされた日）とする介護休業をしているものが、当該介護休業に係る家族について、当該雇用契約の更新に伴い、当該更新後の雇用契約の期間の初日を介護開始予定日とする介護休業申出をする場合には、これを適用しない。

（介護休業申出があつた場合における理事長の義務等）

第14条の2 理事長は、契約職員からの介護休業申出があつたときは、当該介護休業申出を拒むことができない。ただし、育児・介護休業法第12条第2項において準用する第6条第1項ただし書の規定に基づく協定を締結した場合であつて、当該協定で介護休業をすることができないものとして定められた契約職員からの介護休業申出があつた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、理事長にその介護休業申出を拒まれた契約職員は、前条第1項の規定にかかわらず、介護休業をすることができない。

3 理事長は、介護休業申出があつた場合において、当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とされた日が当該介護休業申出があつた日の翌日から起算して2週間を経過する日（以下この項において「2週間経過日」という。）前の日であるときは、当該介護休業開始予定日とされた日から当該2週間経過日までの間のいずれかの日を介護休業開始予定日として指定することができる。

4 前項の指定は、当該介護休業開始予定日とされた日（その日が介護休業申出があつた日の翌日から起算して3日を経過する日後の日である場合にあつては、当該3日を経過する日）までに、介護休業開始予定日として指定する日を記載した書面を介護休業申出をした契約職員に交付することによって行う。

5 第1項ただし書及び第3項の規定は、契約職員が前条第2項の規定による介護休業申出をする場合には、これを適用しない。

6 理事長は、介護休業申出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該

介護休業申出をした契約職員に対して、医師の診断書等の証明書類の提出を求めることができる。

(介護休業終了予定日の変更)

第15条 介護休業申出をした契約職員は、介護休業終了予定日の2週間前までに、介護休業申出書により理事長に申し出ることによって、当該介護休業申出に係る介護休業終了予定日を1回に限り当該介護休業終了予定日とされた日後の日に変更することができる。

(介護休業申出の撤回等)

第16条 介護休業申出をした契約職員は、当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とされた日（第14条の2第3項の規定による理事長の指定があった場合にあっては、当該理事長の指定した日。次項において同じ。）の前日までは、介護休業申出書により理事長に申し出ることによって、当該介護休業申出を撤回することができる。

2 前項の規定による介護休業申出の撤回がなされ、かつ、当該介護を必要とする一の継続する要介護状態に係る対象家族について当該撤回後になされる最初の介護休業申出が撤回された場合においては、その後になされる一の継続する要介護状態に係る当該対象家族についての介護休業申出については、理事長は、第14条の2第1項の規定にかかわらず、これを拒むことができる。

3 介護休業申出がされた後、介護休業開始予定日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事項が生じた場合は、当該介護休業申出はなかったものとみなす。この場合において、介護休業申出をした契約職員は、当該事項の発生後遅滞なく、理事長にその旨を届け出なければならない。

一 介護休業申出に係る要介護者が死亡したこと。

二 離婚、婚姻の取消、離縁等により介護休業申出に係る要介護者と当該介護休業申出をした契約職員との親族関係が消滅したこと。

三 介護休業申出をした契約職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、当該介護休業申出の介護休業開始予定日から介護休業終了予定日までの間、当該介護休業申出に係る要介護者を介護することができない状態になったこと。

四 介護休業申出をした契約職員が、産前休暇、産後の就業制限、育児休業、出生時育児休業又は新たな介護休業を始めたこと。

(介護休業期間の終了)

第17条 介護休業終了予定日とされた日（第15条の規定により当該介護休業終了予定日に変更された場合にあっては、その変更後の介護休業終了予定日とされた日）の前日までに、前条第3項各号に掲げるいずれかの事項が生じた場合は、介護休業期間は、当該事項の生じた日（第4号に掲げる事項が生じた場合にあっては、その前日）に終了するものとする。

2 介護休業をしている契約職員は、前条第2項第1号から第3号までに掲げる事項が生じたときには、遅滞なく、理事長にその旨を届け出なければならない。

(職務復帰)

第18条 介護休業をしている契約職員は、介護休業期間が満了したとき又は前条第1項各号に掲げる事項に該当することにより介護休業が終了したときは、職務に復帰するものとする。

(介護休業中の身分等)

第19条 介護休業をしている契約職員は、契約職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

第2節 介護部分休業

(介護部分休業の申請)

第20条 契約職員は、介護部分休業を取得しようとする期間の初日（以下「介護部分休業開始予定日」という。）、末日（当該契約職員が締結する雇用契約の期間の末日以前の日に限る。以下「介護部分休業終了予定日」という。）等を記載したDEI人事部長が別に定める介護部分休業申請書（以下「介護部分休業申請書」という。）により、理事長に介護部分休業開始予定日の2週間前までに申請し、承認を受けたときに介護部分休業をすることができる。

2 理事長は、前項の規定による介護部分休業の申請（以下「介護部分休業申請」という。）について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該介護部分休業申請をした契約職員に対して、医師の診断書等の証明書類の提出を求めることができる。

(介護部分休業終了予定日の変更)

第21条 介護部分休業申請をした契約職員は、介護部分休業終了予定日の2週間前までに、介護部分休業申請書により理事長に申請し、承認を受けたときに当該介護部分休業申出に係る介護部分休業終了予定日を1回に限り当該介護部分休業終了予定日とされた日後の日に変更することができる。

(介護部分休業の撤回等)

第21条の2 介護部分休業申請をした契約職員は、当該介護部分休業申出に係る介護部分休業開始予定日とされた日の前日までに、介護部分休業申請書により理事長に申請し、承認を受けたときに当該介護部分休業申出を撤回することができる。

2 介護部分休業申請がされた後、介護部分休業開始予定日とされた日の前日までに、次の各号のいずれかの事項が生じた場合は、介護部分休業申請は、されなかったものとみなす。この場合において、介護部分休業申請をした契約職員は、当該事項の発生後遅滞なく、理事長にその旨を届け出なければならない。

- 一 介護部分休業に係る要介護者が死亡したこと。
- 二 離婚、婚姻の取消、離縁等により介護部分休業に係る要介護者と当該介護部分休業申請をした契約職員との親族関係が消滅したこと。
- 三 介護部分休業申請をした契約職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該介護部分休業申請の介護休業開始予定日から介護休業終了予定日までの間、当該介護部分休業に係る家族を介護することができない状態になったこと。
- 四 介護部分休業申請をした契約職員が、産前休暇、産後の就業制限、育児休業、出生時育児休業又は介護休業を始めたこと。

(介護部分休業期間の終了)

第21条の3 介護部分休業終了予定日とされた日（第21条の規定により当該介護部分休業終了予定日に変更された場合にあつては、その変更後の介護部分休業終了予定日とされた

日)の前日までに、前条第2項各号に掲げるいずれかの事項が生じた場合は、介護部分休業期間は、当該事項が生じた日(前条第4号に掲げる事項が生じた場合にあっては、その前日)に終了するものとする。

- 2 介護部分休業をしている契約職員は、前条第2項第1号から第3号までに掲げる事項が生じたときには、遅滞なく、理事長にその旨を届け出なければならない。

(介護部分休業の取消)

第22条 契約職員が介護部分休業期間中に勤務しないこととされた日及び時間において、年次有給休暇、特別休暇又は病気休暇を取得する場合には、その取得に係る時間の介護部分休業は取り消されるものとする。

第3節 介護時間

(介護時間の申出)

第22条の2 契約職員は、介護時間を取得しようとする期間の初日(以下「介護時間開始予定日」という。)、末日(以下「介護時間終了予定日」という。)等を記載したDEI人事部長が別に定める介護時間申出書(以下「介護時間申出書」という。)により、理事長に介護時間開始予定日の2週間前までに申し出ることによって、介護時間を取得することができる。

- 2 理事長は、介護時間の申出(以下「介護時間申出」という。)について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該介護時間申出をした契約職員に対して、医師の診断書等の証明書類の提出を求めることができる。

(介護時間開始予定日の変更の申出等)

第22条の3 介護時間申出をした契約職員は、その後当該介護時間申出に係る介護時間開始予定日とされた日の2週間前までに、介護時間申出書により理事長に申し出ることによって、当該介護時間に係る介護時間開始予定日を1回に限り当該介護時間開始予定日とされた日前の日に変更することができる。

- 2 介護時間申出をした契約職員は、当該介護時間申出に係る介護時間開始予定日とされた日の前日までは、介護時間申出書により理事長に申し出ることによって、当該介護時間申出を撤回することができる。

- 3 第16条第3項の規定は、介護時間申出がされなかったものとみなす場合について準用する。この場合において、同項中「介護休業」とあるのは「介護時間」と、「介護休業終了予定日」とあるのは「介護時間終了予定日」と読み替えるものとする。

- 4 契約職員は、介護時間終了予定日の2週間前までに、介護時間申出書により理事長に申し出ることによって、当該介護時間に係る介護時間終了予定日を1回に限り当該介護時間終了予定日とされた日後の日に変更することができる。

- 5 第17条の規定は、介護時間の終了について準用する。この場合において、同条中「介護休業」とあるのは「介護時間」と、「第15条」とあるのは「前項」と、「介護休業終了予定日」とあるのは「介護時間終了予定日」と、「又は新たな介護休業」とあるのは「又は介護休業」と読み替えるものとする。

(介護時間の取消)

第22条の4 契約職員が介護時間により勤務しないこととされた時間において、年次有給休暇、特別休暇又は病気休暇を取得する場合には、その時間の介護時間は取り消されるものとする。

第4節 介護時差出勤

(介護時差出勤の申出)

第22条の5 契約職員は、介護時差出勤をしようとする期間の初日（以下「介護時差出勤開始予定日」という。）、末日（以下「介護時差出勤終了予定日」という。）等を記載したDEI人事部長が別に定める介護時差出勤申出書（以下「介護時差出勤申出書」という。）により、理事長に介護時差出勤開始予定日の2週間前までに申し出ることによって、介護時差出勤をすることができる。

2 理事長は、前項の規定による介護時差出勤の申出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該介護時差出勤の申出をした契約職員に対して、医師の診断書等の証明書類の提出を求めることができる。

(介護時差出勤開始予定日の変更の申出等)

第22条の6 介護時差出勤の申出（以下「介護時差出勤申出」という。）をした契約職員は、その後当該介護時差出勤申出に係る介護時差出勤開始予定日とされた日の2週間前までに、介護時差出勤申出書により理事長に申し出ることによって、当該介護時差出勤に係る介護時差出勤開始予定日を1回に限り当該介護時差出勤開始予定日とされた日前の日に変更することができる。

2 介護時差出勤申出をした契約職員は、当該介護時差出勤申出に係る育児時差出勤開始予定日とされた日の前日までは、介護時差出勤申出書により理事長に申し出ることによって、当該介護時差出勤申出を撤回することができる。

3 第16条第2項の規定は、当該介護時差出勤申出がされなかったものとみなす場合について準用する。この場合において、同項中「介護休業」とあるのは「介護時差出勤」と、「介護休業終了予定日」とあるのは「介護時差出勤終了予定日」と読み替えるものとする。

4 契約職員は、介護時差出勤終了予定日の2週間前までに、介護時差出勤申出書により理事長に申し出ることによって、当該介護時差出勤に係る介護時差出勤終了予定日を1回に限り当該介護時差出勤終了予定日とされた日後の日に変更することができる。

5 第17条の規定は、介護時差出勤の終了について準用する。この場合において、同条中「介護休業」とあるのは「介護時差出勤」と、「第15条」とあるのは「前項」と、「介護休業終了予定日」とあるのは「介護時差出勤終了予定日」と、「前条」とあるのは「第16条」と、「又は新たな介護休業」とあるのは「又は介護休業」と読み替えるものとする。

第4章 所定外、時間外及び深夜勤務の制限

(所定外労働の制限)

第23条 理事長は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する契約職員（標準時間制により勤務する者に限る。以下この条及び次条において同じ。）が当該子を養育するため又は要介護者を介護する契約職員が当該要介護者を介護するために請求した場合には、契約職員就業規則第14条に定める所定労働時間を超える勤務（以下「所定外労働」という。）をさせて

はならない。ただし、次の各号に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、契約職員は当該請求をすることができない。

- 一 研究所の業務の正常な運営に支障があるとき。
 - 二 育児・介護休業法第16条の8第1項の規定に基づく協定を締結した場合であって、当該協定で所定外労働の制限の請求をすることができないものとして定められた契約職員であるとき。
- 2 前項の規定による請求は、その期間中は所定外労働をさせてはならないこととなる一の期間（1月以上1年以内の期間に限る。以下この条において「制限期間」という。）について、その初日（以下この条において「制限開始予定日」という。）及び末日（以下この条において「制限終了予定日」という。）とする日を記載したDEI人事部長が別に定める所定外労働制限請求書により、2週間前までに理事長に請求しなければならない。この場合において、この項前段に規定する制限期間については、次条第2項前段に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。
- 3 第1項の規定による請求がされた後制限開始予定日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事項が生じた場合には、当該請求は、されなかったものとみなす。
- 一 請求に係る子又は要介護者が死亡したこと。
 - 二 請求に係る子が養子である場合において、当該子につき離縁若しくは養子縁組の取消を行ったこと又は請求に係る要介護者が離婚、婚姻の取消、離縁等により契約職員との親族関係が消滅したこと。
 - 三 請求に係る子が養子となったことその他の事情により当該請求をした契約職員と同居しないこととなったこと。
 - 四 請求をした契約職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該請求に係る子又は要介護者を制限終了予定日までの間、養育又は介護することができない状態になったこと。
- 4 次の各号（要介護者を介護する契約職員が当該家族を介護するために請求した場合にあっては、第2号を除く。）に掲げるいずれかの事項が生じた場合には、制限期間は、当該事項が生じた日（第3号に掲げる事項が生じた場合にあっては、その前日）に終了する。
- 一 制限終了予定日の前日までに、前項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - 二 制限終了予定日の前日までに、請求に係る子が小学校就学の始期に達したこと。
 - 三 前二号に掲げる場合のほか、当該請求をした契約職員が、第1項に規定する契約職員に該当しなくなったこと。

（時間外労働の制限）

第24条 理事長は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する契約職員が当該子を養育するため又は要介護者を介護する契約職員が当該要介護者を介護するために請求した場合には、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、制限時間（1月について24時間、1年について150時間をいう。次項において同じ。）を超えて時間外労働をさせてはならない。

- 2 前項の規定による請求は、その期間中は制限時間を超えて労働させてはならないこととなる一の期間（1月以上1年以内の期間に限る。以下この条において「制限期間」という。）

について、その初日（以下この条において「制限開始予定日」という。）及び末日（以下この条において「制限終了予定日」という。）とする日を記載したDEI人事部長が別に定める時間外労働制限請求書により、2週間前までに理事長に請求しなければならない。この場合において、この項前段に規定する制限期間については、前条第2項前段に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。

- 3 前条第3項及び第4項の規定は、この条の規定による時間外労働の制限について準用する。

（深夜労働の制限）

第25条 理事長は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する契約職員が当該子を養育するため又は要介護者を介護する契約職員が当該要介護者を介護するために請求した場合には、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、午後10時から翌日午前5時までの間の勤務（以下「深夜労働」という。）をさせてはならない。

- 2 前項の規定による請求は、その期間中は深夜労働をさせてはならないこととなる一の期間（1月以上6月以内の期間に限る。以下この条において「制限期間」という。）について、その初日（以下この条において「制限開始予定日」という。）及び末日（以下この条において「制限終了予定日」という。）を記載したDEI人事部長が別に定める深夜労働制限請求書により、2週間前までに理事長に請求しなければならない。

- 3 前条第3項の規定は、この条の規定による深夜労働の制限について準用する。

附 則（20規程第13号・全部改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行日前にこの規程による改正前の独立行政法人産業技術総合研究所契約職員育児休業、介護休業等に関する規程（17規程第24号。以下「旧規程」という。）の規定によりされた申出、承認その他の行為は、この規程の相当規定によりされた申出、承認その他の行為とみなす。

- 3 この規程の施行の際現に提出され又は交付されている旧規程に定める様式による申出書等は、この規程に定める相当様式による申出書等とみなす。

- 4 この規程の施行の際現にある旧規程に定める様式による申出書等の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（20規程第46号・一部改正）

この規程は、平成20年10月1日から施行し、平成20年8月1日から適用する。

附 則（22規程第13号・一部改正）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（22規程第105号・一部改正）

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（24規程第51号・一部改正）

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（26規程第17号・一部改正）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（26規程第71号・一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（28規程第6号・一部改正）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（28規程第72号・一部改正）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規程による改正前の国立研究開発法人産業技術総合研究所契約職員育児休業、介護休業等に関する規程（以下「旧規程」という。）第14条の規定により介護休業を申し出た契約職員であって、第1条に規定する施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休業の初日（以下この条において単に「初日」という。）から起算して93日を経過していないものの当該介護休業に係るこの規定による改正後の国立研究開発法人産業技術総合研究所契約職員育児休業、介護休業等に関する規程第14条に規定する介護休業の日数については、初日から当該契約職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して93日を経過する日までの日に限る。）までの日数とする。

2 この規程の施行日前に旧規程の規定によりされた申出、承認その他の行為は、この規程の相当規定によりされた申出、承認その他の行為とみなす。

3 この規程の施行の際現に提出され又は交付されている旧規程に定める様式による申出書等は、この規程に定める相当様式による申出書等とみなす。

4 この規程の施行の際現にある旧規程に定める様式による申出書等の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（29規程第16号・一部改正）

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（令02規程第26号・一部改正）

この規程は、令和2年12月28日から施行する。

附 則（令02規程第41号・一部改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令03規程第22号・一部改正）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令04規程第18号・一部改正）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和4年10月1日から施行する。

（育児休業に関する経過措置）

第2条 この規程の施行の前日に開始した育児休業（当該育児休業に係る子の出生の日から

起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。）の期間内に、契約職員が当該子を養育するためにする最初の育児休業に限る。）は、この規程による改正後の国立研究開発法人産業技術総合研究所契約職員育児休業、介護休業等に関する規程第4条第1項第2号及び第8条の2第1項ただし書の規定の適用については、同条第1項の規定による申出によりした同項に規定する出生時育児休業とみなす。

附 則（令05規程第29号・一部改正）

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

附 則（令06規程第49号・一部改正）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。